令和３年第１０回弥彦村議会（９月）定例会

議　事　日　程　（第３号）

令和３年９月１０日（金曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第６３号　弥彦村村税条例の一部を改正する条例について
日程第　２　議案第６４号　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第５号）
日程第　３　議案第６５号　令和３年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第　４　議案第６６号　令和３年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第１号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番	渡	邊	富	之	さん	２番	古	川	七	郎	さん
３番	那	須	裕	美子	さん	４番	丸	山		浩	さん
５番	板	倉	恵	一	さん	６番	柏	木	文	男	さん
７番	小	熊		正	さん	９番	本	多	隆	峰	さん
１０番	安	達	丈	夫	さん						

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小	林	豊	彦	さん	副村長	廣	瀬	勝	利	さん
教育長	林		順	一	さん	防災監	増	田		規	さん
総務部長	志	田		馨	さん	総務課長	伊	藤	和	恵	さん
防災・情報対策課長	浜	田	禎	介	さん	税務課長	小	林	健	仁	さん
住民課長	小	出	将	浩	さん	福祉課長	坂	爪	明	博	さん
健康推進課長	松	井	裕	美子	さん	農業振興課長	鈴	木	光	英	さん
観光商工課長	柳	川	治	美	さん	建設企業課長	丸	山	栄	一	さん
会計管理者	水	沢	正	一	さん	教育課長	富	田		憲	さん

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　髙　橋　信　弘　　書　記　春　日　史　子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん）　おはようございます。

ただいまから、令和３年第10回弥彦村議会９月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、本会議終了後、入れ替わりの後、直ちに委員会採択を採りますのでご承知おきください。

◎議案第６３号の総括質疑

○議長（安達丈夫さん）　これより、議事日程に従い、総括的な質疑を行いますが、総括質疑は、８日の連合委員会での審議に対し、なお疑問や確認したい等がある場合に、村長や教育長に方針、理念などの説明を求めるものでございます。議員の考えや意見を述べる場ではございませんので、あらかじめご了解ください。

なお、議事の進行上、条例、一般会計補正予算、特別会計補正予算に、それぞれの区分に従って質問を行います。

最初に、日程第１、議案第63号　弥彦村村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号に関する質疑を終わります。

◎議案第６４号の総括質疑

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第２、議案第64号　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑はありませんか。

本多議員。

○９番（本多隆峰さん）　９番。

先日、村営住宅の修繕費300万円が計上されておりましたので、それについてお伺いいたしましたら、退去者がおられたことによって、その後の修繕を行うというご説明がございました。これまでも何度か村営住宅につきましては、修繕が行われてきた訳でございますけれども、かつて、平成25年に15年計画で弥彦村公営住宅等長寿命化計画が示され、７団地14棟41戸の村営住宅がありますが、いずれも耐用年数は超過していないので建て替え時期に達していないとのことでありました。しかしながら、老朽化、また、社会的ニーズの変化、高齢者対応等を考えますと、従来の対症療法型ではなく、年度ごとに、各棟ごとに外壁改修、住戸の改善を計画的に実施し、予防保全的管理とし、長寿命化を図っていくというような内容でございました。

それで、村長に２点ほどお伺いしたいのでございますけれども、今後、弥彦村の公営住宅、弥彦村公営住宅等長寿命化計画も含めて、長寿命化に対してどのように考えておられるか、お伺いしたいという１点と、14棟の公営住宅、当時の建設事情と異なりまして、高齢者対応や省エネルギー、また、バリアフリー、24時間換気等々、社会的ニーズも変わってきております。また、民間では空き家をはじめ、賃貸住宅のストックも大変多く残っているとの話であります。人口も減少しております。このような社会環境の下、今後公営住宅の建て替えをどのように考えておられますか。その２点をお伺いしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん）　答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん）　本多議員のご質問にお答えします。

合同委員会のときに担当課長のほうからお答えしましたように、これまでは、従来の弥彦村の執行部の方針をそのまま踏襲してやってまいったことは、これは間違いございません。

私自身も大石原住宅、退去者がお出になった後、あの場所の中に入って、あのときは議長も一緒だったと思いますけれども、見ております。その前から、平成27年の選挙のとき、全村営住宅、全戸を３回私は回っています。先回の選挙のときも２回全部回っています。中は入らせていただけませんでしたけれども、玄関から中の様子は大体承知しているつもりでおります。全体として、文化的な生活を維持するにはどうかなということもありますし、問題点があるということは承知しておりましたけれども、これまで、正直申しまして手を打たずにやってまいりました。

議員のご指摘のとおり、長期計画もありますけれども、状況はかなり変わってきております。おっしゃるとおりバリアフリー、非常にこれ必要になってきた。水洗トイレ、今もう駅でもどこでもウォシュレットが当たり前になったのに、なっているのかどうか。あるいは超猛暑のときにちゃんと冷暖房、クーラーがついて稼働しているのかどうか。いろんな問題点があると思います。それをそろそろといいますか、新年度からでも見直して、もう一回今後の改修計画をどうするかというのを、これは審議会があったかどうか私も分かりませんけれども、そういう委員会を立ち上げて、やっていく必要があるんではないかというふうに思います。

第２点目の質問ですけれども、これも議員のおっしゃるとおりなんですよ。公営住宅法を調べましたら、公営住宅法第２条の第２項に、公営住宅というのは新設だけではなくて、借り上げ、

あるいは購入もあると明確に規定されています。従来のやり方は、全て村が独自に、新たに公営住宅を建てて、それを供給して、提供してきたということですけれども、今ほどおっしゃいましたように、これは公営住宅法の低額所得者向けという限定が難しいんですけれども、最近の公営住宅法の運用の中で、低額の所得者だけじゃなくて、あるいは新たに弥彦村に来てくれる人がしばらく入るとか、そういった、おっしゃるとおり人口減対策で活用できないか。その場合には、現在ある空き家対策ともうまく連動できないかということも検討せざるを得ないと思います。

ただし、空き家対策も中に入りますよという話を、ある程度方針を示しますと、ほとんどのところが村で何とかしてくれというのが、今現在来ています。それではまた困るんで、厳格な基準というのを設ける必要もあるかと思いますけれども、そういった方向で、従来の公営住宅法の中だけではなくて、新たな新しいニーズの中で、公営住宅というのをもう一度考えていく必要があると、私も感じております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　本多議員。

○９番（本多隆峰さん）　ありがとうございます。

私も村長さんと弥彦大石原団地を見に行きましたら、とても住める、現代においては無理だなと思います。今１軒ほど、１人の方が入っているということですが、そのうち出ていかれるというような話も伺っております。

場所的には非常にいいところ、見方によってはいい場所だと思うんですけれども、私は建築業界に入ったとき、ちょうどあの建物を建てている時期でございましたし、これがこんなになったかなという感慨ひとしおあるんですけれども、これから非常にいろんな住宅、高気密住宅とか、防音住宅とか、様々な要請が国からも出ておりますし、いろんな厳しい状況、要件が多過ぎるといいますかね、そういう中で公営住宅を造るというのは大変難しいことかと思います。

財政が一番の問題となると思うんですけれども、できればふるさと納税等、競輪事業とか、できれば余力がございましたら、公営住宅をなしにするという訳にはいかないと思いますので、是非、施策としては大切なことだと思いますので、慎重に、また建て替えの方針等決まりましたら、後日またお聞かせ願いたいと思います。

質問を終わります。

○議長（安達丈夫さん）　ほかに質疑ありませんか。

古川議員。

○２番（古川七郎さん）　先般のあれで、一応、マイナンバーカードの件で質問させてもらいました。そのときに、弥彦村は27.6％、８月だと思うんだが全国では37％いっている。

それで、私はなぜこれ必要かということが質問というか、何でやらなきゃいけないということは、何かいろんなことを皆さんとお話ししても、なかなか私の理解には、私が理解していることにはなかなか回答がいただけないんで、この目的は何か、効果はどうか、このやることに社会がどう変わっていくかということが分からないで、恐らく役場の人は、私が言っているように

100％仕事しているんですよ。何にも不都合がないし、100％。

それが分からないから、例えば、村民から何でやるんだって聞かれたときに、将来こうなって、こうなってこうだ、例えば住民票だったらこうなってこうなるから、お医者にかかったらこうなってこうなる。このぐらいのことは、自分なりにやっぱり担当者は頭に入れていて説明していただかないと、皆さんがなかなか納得、納得じゃ分からないけれども、今こうだから嫌だという、こういう返事ばっかりなんだけれども、将来、３年先、４年先、５年先になったらこういう社会ができるんだということが、皆さん、私も答えをいただいていないんで、村長といたしまして、目的、効果、あるいはこういう社会になるんだということが、やっぱり分かった上でやってもらえる。恐らくこれは、村長の立場でこうせいああせいということでは私はないと思う。私としては間違えても、やっぱり担当者がそういうふうにやらないといかんと思うんだけれども、村長としてどのような考えをお持ちか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん）　村長。

○村長（小林豊彦さん）　古川議員のご質問にお答えいたします。

これ難しいんですよ。私もこれまでは、どっちかっていうとワクチン接種、要するに弥彦村村民から一人もワクチン難民を発生させては駄目だと、絶対これは組織でやるということで全力でやってきました。それは一応ある程度目鼻がついたときに、例のデジタル庁が９月に発足しましたし、その前から本格的にやらざるを得ないだろうというふうに思ってはおりました。

ただ、これまでのように、ワクチン接種のときに非常に感じたんですけれども、あるいは10万円給付のときもそうでしたけれども、国の言うシステムを使ったら大混乱が起きていると、一切使うなと、従来型のやり方でやってほしいと。うちの職員もそうだったんですが、指示を出しました。一切使っていません。結果的に、非常にスムーズにいったと思います。

国全体の流れは、今まさにまずそうなんですよ。それを何とかしたいということでデジタル庁が発足したと思います。これ、私も日本経済新聞を読んで、新聞出身者なもんですから日本経済新聞をよく読んでいますけれども、最近非常にデジタル庁の記事が多いんですよ。全部私、こうやって、昔やったことがまだ今もって切取り、切り抜きやっていますけれども、これ、国連による電子政府ランキング、日本は2020年で14位なんですね。１番がデンマーク、２番が韓国、３番がエストニア、４番がフィンランド、５番がオーストラリア、６番がスウェーデン、７番英国とかね。日本は全然後れているんですよ。

これの後れている最大の要因は、縦割り行政が全てであって、何にも機能するようなことがなってない。結果的にコロナのワクチン接種、あるいはコロナのいろんな施策をやろうと思って大混乱が起きた。で、やらざるを得ないというふうに思っています。ただし、これを全部一つのシステムの中に落とし込むというのは、どうも究極の目的ではあるというふうに思っていますし、その方向に動くと思います。

どういうふうに変わるかって、今の役場の職員に、おまえたちどう考えているって、それは無理です。この国の方針がまだ出ていない。多分こういうふうになるんだ、例えば行政ですよね。

役場はどう変わるのかというのは、これは、よく３割自治って言われますよね。要するに必要な財源のうちの７割は国の交付税で賄っている。ということは、その７割の財源は全部ひもつきなんですよ。全部ひもがついている。こういう仕事を自治体に、弥彦村にやってもらいたいから、このお金をやるよと、そういう金なんですよ。何でもいいから使っていいよという金はないんですよ。

それが、物すごい膨大な量の、国から委託を受けて下請になっている作業が、ある程度統一的なシステムの中で非常にうまくいくし、それから、スマートフォンを使って、役場経由じゃなくて直接住民が国のシステムの中にいろんなデータをインプットすることができる。そういう社会になると思います。そのときは、各自治体の役場というのは、行政機関というのは、非常に簡素化していくのかなというふうにも予想はされます。だけれども、一体そこがどうなるのかというのは、まだ全然分かっていないし、国自身がまだ分かっていないはずなんですね。

ただし、その対応は、それに対する対応は今からやっていかなければもう間に合わないというふうに思います。ただ、今度の総裁選で、菅総理大臣、一番デジタル関係を推進された方が替わられて、その処理がどうなるか分かりませんけれども、スピードは落ちるかもしれないけれどもやる方向はやらざるを得ない。

ただ、これは、私自身の個人的な関係ですけれども、このデジタル化っていうのは物すごい問題をはらんでいることも事実なんですよ。１つは、全部デジタル化して個人情報が一本化したときに、このセキュリティーを誰が担保してくれるのか。政府しかないんですけれども、この個人情報とかいろんな情報がハッカーとか何かに流れる。あれはどこで担保してくれるのということがある訳ですよ。これは、だけれども、まだ誰も保障してくれない。先進国でどこまでそういったハッカーとかセキュリティー対策をやっているのかというのは、まだ見えていないです。

その危険と、それから私は、個人情報を全部国に渡すことになる。それで、そのときに個人情報保護法案というのがあって、それを防ぐようになっていますけれども、本当にそうやってくれるのかと。今だって、だだ漏れだという説もありますからね。個人情報保護って一体何なんだと。全部秘密にするのかというところまで問題を掘り下げて結論を出していかないと、本当のデジタル社会って来ないと思います。

それを早急にやらざるを得ないという、これ日本の独特のやり方で、日本人の性格からすれば、やろうと思えば１か月の突貫でできちゃいますけれども、そういう問題もはらんでいる。それをわきまえた上で、一旦、末端行政としてどういう対応をしていくかというのは、もう少し。今の古川議員のように、各うちの職員に、おまえたちどう考えていると、それははっきり言って無理です。私自身がまだ、今のような問題をどうクリアしていくのかということが見えていない。一生懸命勉強を始めていますけれども、見えていません。

ただ、役場のデジタル化に対してはどうしたらいいかというのは、一般質問のときにお答えしたと思いますけれども、例えば職員をデジタル庁に、こちらの費用を全部弥彦村持ちで、１年間、２年間派遣することが一番近道であることも知っていますし、そういうスキルを持った、あるい

はノウハウを持った、知識を持った職員を採用していくことも考えられる。

ですから、本当のところは、問題点も含めてこれから先、多分、来年度以降の大問題、各自治体にとって最大の課題、コロナの後の課題になるというふうに思っています。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　古川議員。

○２番（古川七郎さん）　今、村長の言われたことはごもっともで、私、十分承知しております。いるんだけれども、これ今、私もはっきり言って、先般、平沢大臣が講義したので、私、聞きに行ってきました。１時間講義してくれました。私も自分の考えがあるんで、席の一番前に出て、私、質問しようと思ったんだけれども、リモートでやっているんで全然質問、誰もしてくれなかったんですよ。私の考えをここの人にぐんぐん言おうと思ったんだけれどもそれはできませんでした。

確かに、これやるというのは、みずほ銀行はよく分かるんだけれども、なぜあれを起こしているかというと、みずほというのは、あっちこっちの銀行が一番集まった銀行なんですよ、都市銀行で。その機械が全部ナショナルだ、ＮＥＣだ、全部ほとんど違うんで、その統合をするために時間もかかって、相当投資もしたんだけれども、こういう問題が５回も６回も起きているんですよ。

だから、今村長が言ったとおり、この問題は、一番の問題は、要するに自衛隊とか外務省、この秘密問題をどう思いますとか、国としてはそういういろんな問題があることは、私は承知しております。

しているんだけれども、この場合には、これからは今言ったように、韓国１番、エストニア。エストニアという国は大体130万ぐらいしかいないんですよ。私も行ってきました。行ってくると、あそこには、ロシアの人口がやっぱり５％から10％なんですよ。あそこへ戦車が５台ぐらい来たらあの国はもうお手上げするなと、私は実感して帰ってきました。あそこでも、また、こういう問題で、もぐりの金融が物すごい入っているんです。何十兆円と入っているんですよ。

それは別問題として、だから、皆さんが、これ確かに弥彦村の皆さん、職員は、言われていることは、言葉悪いけれどもちゃんとやっているのは、これで100％なんですよ、仕事は。いつも言っているように。一つも間違っていないんだけれども、一つはやっぱりそういう人に何か聞かれても、自分の多少の考えはこうなるんだと、例えばお話ししますと、例えば今吉田の県立病院ありますね。あそこに行くと、私は頭が何か狂ってくるんですよ。今どきこういうことをやっているかと思って。あれもう社会へ出てあんなことをやっているところはないですよ、どこの病院でも。県立だから多いんで、９億円も10億円も赤字出すんです。誰も文句を言わない。不思議で、私あそこへ行くと、私の頭が、何か昔でいえば、牛や馬で田起こししているような感覚になってくるんです。今の時代にあんなことしているのはないですよ。

それで、皆さんに言いたいことは、例えば、村民から聞かれたら、大体こういうふうになるとか、お医者さんやったらこういうふうになって、薬もこういうのができるとか、あるいは個人で

全部入れたら、救急車に運ばれたら、すぐそこにぱあっと見て、すぐその救急車で調べなくても、血液もレントゲンも何もしなくてもすぐ分かる。大体の処置がすぐ、そこで命が救われる。こういう利点が物すごくいっぱいあるんだけれども、そういうような世の中を想像して、説明していって、自分らで、職員の方も申し訳ないけれども、それは仕事外って言われればそれはしようがないんだけれども、そういうこともやっぱり勉強していただいて、そういう説明をしていかないと、何でやるんだと言われたら、答えが、理由がない。ただ保険がどうのこうの、しゃべるだけじゃなくて、そういう一つの例を出して、そういうことをやっていったら、村民もああなるほどなとなると思う。

だから、必ずこういう時代があと３年したら間違いなく来ますよ。この間も、２万2,000件が98％デジタル化されるというふうに、ちゃんともう言っている訳だから、大臣が。だからそういう時代が来るんで、今からでも、勉強せいとは言わないけれども、少しやっぱり関心を持っていただいて、そういう人にお答えしてもらいたいと、ただそれを私はお願いする。職員の方を決して責めているとかそういうことではないんですよね。100％村長が言ったように、もうこれ以上言ったら、かえって法律違反となるかもしれないから、できないことを私は承知の上で、このように質問させていただきました。

そういうことで、私の考えというか、村長、そういう時代が来るんで、今から頭の切替えをしていただきたいなと思って、それで私、村長、今質問させていただきました。そういうことです。

○議長（安達丈夫さん）　村長。

○村長（小林豊彦さん）　全部ご理解をいただいている上でのご質問ということで分かりましたけれども、ただ、来年の９月のこの議会ぐらいのときには間違いなく、うちの職員の今ここに出席させていただいている課長は、ある程度は答えられるようになっていないと実は困るんですよ。これは自分で勉強するしかない。これは職員の人に今言っても無理だと言いましたけれども、弁護する訳じゃなくて、それをしなかったら行政マンとしてやっていけなくなることは事実なんで、多分、来年の９月議会ぐらいまでには、みんなそれぞれに、濃淡はあると思いますけれども、ある程度の答えができるようになっているというふうに私も信じていますんで、よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫さん）　２番。

○２番（古川七郎さん）　先般の村長のおかげで、来年の新入生でそういう人が、知識のある人が入るということを聞いて、私は安心しました。はっきり言って、それがなかったら、俺もそこそこの人間の頭の中に入り込んで、村長に提案してやってもらおうかと思ったんだけれども、それを聞いて私は非常に安心しました。

そういうことで、皆さんにもひとつそういう社会に後れないように、勉強してやってもらいたい、これだけお願いして、私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん）　ほかに質疑ありませんか。

渡邊議員。

○１番（渡邊富之さん）　１番。

まず質問ですが、おとといの議員の全員協議会がありまして、そこでも話題になりまして、そこで急遽一般質問でなくて、村長に対しての答弁を求めるという形で、議員質問通告書ということでお渡ししてございます。この場で質問してよろしいでしょうか。

○議長（安達丈夫さん）　はい。

○１番（渡邊富之さん）　それでは、まず読み上げます。

質問者、渡邊富之ですが、村長に答弁を求めます。

区分の中で、文章のフォーマットなんですが、区分というのがございまして、枝豆の急速冷凍設備設置場所の変更についてということでございます。区分に記された内容についてということで読み上げます。

内容は、従前、村長からの説明では、森林公園の老朽化し使用不能となった旧テニスコート跡地において、液化天然ガス（摂氏162度で液化）を冷媒とする枝豆の急速冷凍設備を備えたサイトの建設をお考えであった。

このほど、弥彦村井田地区の枝豆共同選果場に隣接するＪＡ越後中央所有の米収納倉庫を活用されると聞くが、村長のお考え、感想をお伺いしたいと、こういった文面で提出してございますので、村長の答弁を求めます。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　村長。

○村長（小林豊彦さん）　渡邊議員のご質問にお答えします。

確かに議員ご指摘のとおり、最初の説明では共同選果場は井田山に、冷凍工場を弥彦村のテニスコート跡ということで、議会のほうにも表明したと思っております。

あの時点では、場所の選定に当たっては大前提がありまして、共同選果場それから冷凍庫につきましても、いざ、あってはならないんですけれども、大河津分水が破堤したときに、水につかって使い物にならないというようなことが、事態が発生しないと、ある程度の高台につくるということは大前提にありました。

かなりの金がかかるんで、もう一度というのはなかなかいきませんから、最初からそれでやろうということで、いろいろやりましたけれども、共同選果場については井田山ということで、これはＪＡ越後中央さんと早い段階である程度めどがついたんですけれども、冷凍工場についてはなかなか場所が決まらない。本来ならば、井田山の共同選果場のところに一緒につくるのは、これは一番いいんですけれども、農協さんとの話がその当時はまとまらなかったということもありまして、窮余の一策として、弥彦のテニス場跡ということにしました。

その後、ＪＡ越後中央さんといろいろ話を進めていまして、共同選果場も含めて全体について、越後中央さんとがっぷり四つに組んでやりましょうということで、これは基本的な了解をいただきました。共同選果場については、一応村が先行して村の金でやりますけれども、オペレーショ

ンについては越後中央さんにお願いしますと。

それから、冷凍工場については、今交渉を進めております。基本的に合意していますけれども、大阪のエア・ウオーターさんと弥彦村とＪＡ越後中央さんと、３者による共同出資会社をつくって事業を進めましょうということで、これも合意することができました。

そのときに、越後中央さんに申し上げたのは、弥彦村としては現金出資ではなくても、井田山に今ＪＡ越後中央さんがお持ちの低温倉庫、あれを現物出資の形で出資していただけませんかという話もいたしました。検討していただきまして、それで進めてきたんですけれども、それをやれば、高台ですし、しかも一番いいのは共同選果場から急速冷凍施設までに距離が短くて、時間が短ければ短いほど鮮度保持がいいのは、これは当たり前の話なんで、それでできるかなというふうに思っておりました。

ところが、８月後半ですかね、終わり頃に、ＪＡ越後中央の髙橋経営管理委員会の会長さんがお１人でお見えになって、急速冷凍についてはもう少し時間をかけてくれないかというお話がありました。といいますのは、ＪＡ越後中央さんは皆さんご承知のように、来年４月には新潟市内の４農協が大合併されます。巨大農協になる。しかも、そうしますと白根のほうには去年の共同選果場はもうオープンしています。その中で、弥彦とだけやる、そこまではおっしゃいませんでしたけれども、技術的にもう少し詰めたいというお話でしたけれども、裏には、弥彦だけにそれだけやっているのは、ちょっと全体の農協が合併したときにどうなのかなというお考えが、意見があったんだというふうに思っています。思いました。受け取りました。

それで、髙橋会長には分かりましたと、共同出資についてはＪＡ越後中央さんが出資されなくても構いませんと。要するにタイミング、ビジネスというのはタイミングがあるんで、越後中央さんの決定があって、あと３年先か４年先になるのは、これは間違いないので、先行してやらせていただくと。

ただし、井田山の農協さんのお持ちの低温倉庫は、非常に魅力的なので、弥彦村に売ってくださいと申し上げました。弥彦村としては言い値で買わせていただきますということでお話をさせていただいたんですが、その後まだ越後中央さんとして、あそこは米の倉庫として、弥彦村の、やっぱり必要だという意見があってなかなかまとまらないというお話を聞きましたので、これまた会長に対して直接に、あそこは今弥彦村が買ったとしても、全部すぐ使う訳はないんで、必要であれば、ある程度鍵をかけて、ただでお貸ししますということで、もう一回検討してくださいと、今は投げています。

多分そこまで言えば弥彦村に売っていただけるんじゃないかなというふうに思います。というのは、あそこの倉庫は、皆さん行っておいでになる方は分かるように相当広いんですよ。低温倉庫は急速冷凍工場をつくると同時に、共同選果場の竣工式のときに、皆さん報道等でお分かりだと思いますけれども、燕の鈴木市長がご自分のほうからお見えいただいた。燕市の農業振興のために、弥彦村が先行している枝豆を一緒になってやりたいというお話です。

私自身、これから一番大事なのは市場獲得なんですけれども、市場獲得に当たっては、ある程

度の供給能力を持っていないとまともな市場は相手にしてくれません。毎日間違いなく５ｔあるいは10ｔ、確実に供給してくれるという確約があって初めて、市場としては弥彦の枝豆は本格的に受入れましょうと。これはもう大原則なんですよ。

弥彦の場合はそんなに多くないんで、将来的にやったとしても、たかだか500haぐらいでおしまいなんですよ。500haぐらいだと小さなところの市場ぐらいしか、マーケットしか受けてくれません。その点、燕市さんは5,000 ha弱の水田面積をお持ちなんで、それと一緒に組むことによって、市場に対する信用力は全然別物になります。そこまでの大きなところと一緒にやって、将来的にやるならば、それなら市場としても本気になって受けてやろうというふうに変わってきています。

そういう意味では、今からでも大きなスペースの冷凍加工工場、場合によってはあそこをもう一回、今の施設でももう１年の共同選果ラインができますけれども、更に必要なときにはあそこに拡張できる、増設できる。そういうことで、あそこを何とかしてやりたいというふうに思っております。

燕市さんとこれからどういうふうに、具体的に一緒にやっていくかというのは、これからの話ですけれども、取りあえずは将来を見据えて、あそこを何とかして、農協さんに譲っていただきたいということを、これからも交渉して、お願いしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　渡邊議員。

○１番（渡邊富之さん）　ありがとうございました。

関連の質問なんですが、やはり私も枝豆は鮮度が命ということですので、そういう面ではコストあるいは物流、いろんなことを考えたときに隣接地というのは非常に、私にとっても理想的な場所かなと思います。

今後のことで、村長のお考えでは、弥彦だけでは十分でないということですから、燕市さんとかあるいは西蒲、新潟市の西蒲地区を巻き込んで、一緒になってやろうということだろうと思うんですね。

そのときのブランドなんですけれども、関連質問ですが、弥彦の茶豆とかいう名前を貸して、市場に出せるものかどうか。そこをお伺いしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん）　村長。

○村長（小林豊彦さん）　ＪＡ越後中央さんとの、髙橋さん、会長も含めての話のときに、最初のときに、全部がもし越後中央さんの旧西蒲の枝豆が、やっぱり弥彦の名にするのかという質問をいただきました。で、弥彦枝豆と弥彦茶豆の最大の目的は、ふるさと納税なんですよ。ふるさと納税で知名度を上げるためにはどうしてもブランド化が必要だった。ということで、弥彦茶豆、弥彦枝豆ってまずつくりました。

将来的に、さっき言いましたように市場開拓、私、前から議会でも申し上げていますけれども、これ全部やっていますけれども、輸出まで想定しています。輸出まで想定した中では、新潟県が

１本にならないと、そんなの無理なんです。輸出をやるには。そのときには弥彦というのは使えないというふうなことも考えています。市場ともいろいろと今話を始めていまして、具体的にこれからどういうふうな方向でやっていく、具体的にやれるというのはこれからの話ですけれども、全部、弥彦茶豆、弥彦枝豆に統一する必要は私自身はないというふうに思っていますし、それでやったら、全新潟県が一本化した輸出に進むというのも、これも難しいだろうということは承知しています。

これからの話なんで、今まだそこまで行っていません。取りあえず、今年は500万円ぐらいで終わりそうなんですけれども、枝豆のふるさと納税が来年には１億円ぐらいまでいって、将来的には米と並ぶような返礼品に育てていかなければ、弥彦の財政的な寄与にはつながらないだろうというふうには思っておりますので、そっちのほうに先行してやりますけれども、ただし拡大して、その産地が一緒になって拡大する産地が増えたらば、それはそのときに違った方向に動くのか、要するに、ブランドが違うブランドにならざるを得ないのかということも、当然想定せざるを得ないというふうに思っています。

○議長（安達丈夫さん）　そのほか質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

以上で、議案第64号に関する質疑を終わります。

◎議案第６５号及び議案第６６号の総括質疑

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第３、議案第65号　令和３年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）及び日程第４、議案第66号　令和３年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第１号）の２案件を一括して議題といたします。

ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

これで、議案第65号及び議案第66号、２案件の質疑を終わります。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は９月13日午前10時から再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前１０時３８分）